

台風19号に係る復旧・復興に向けた対策を求める意見書

令和元年10月12日から13日に列島を直撃した台風19号は長野県内に記録的な大雨を降らせ、千曲川が氾濫し長野市穂保では堤防が決壊大きな爪痕を残した。須坂市では千曲川支流の八木沢川の水位が上昇。千曲川に流れ込めないことで起こる内水氾濫が発生し、豊洲地域を中心に全壊・半壊・一部損壊等288棟の住宅が被害を受けた。更に農業被害も甚大で、県内被害は200億円を超え須坂市では生産物被害(りんご)樹体被害(もも、りんご)等1億3,300万円の被害が発生し、今後の調査により更に被害は拡大する可能性がある。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けた様々な取り組みに総力を挙げてきたところであるが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められる。

また、インフラの復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを強く求めるものである。

記

1. 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
2. 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、予算の編成について適切に判断すること。
3. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

4. 警戒レベルや避難情報を、誰もが理解した上で迷わず適切な避難行動に移せるよう、周知・徹底を行うこと。

上記については、地方自治法第99条の規定により、意見書として関係機関へ提出する。